

高知県私立学校修学旅行取消料支援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、高知県補助金等交付規則（昭和43年高知県規則第7号。以下「規則」という。）第24条の規定に基づき、高知県私立学校修学旅行取消料支援事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(補助目的及び補助対象事業)

第2条 県は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に対応するため、予定していた修学旅行を中止又は延期することにより発生した取消料等に係る保護者の経済的な負担軽減を図ることを目的として、私立小学校、中学校、高等学校又は特別支援学校を設置する学校法人（以下「補助事業者」という。）において、本来保護者が負担することとなる経費を補助事業者が負担する事業（以下「補助事業」という。）に要する経費に対して、予算の範囲内において補助する。

(補助対象経費及び補助額)

第3条 補助事業の補助対象経費及び補助額は、それぞれ別表に定めるとおりとする。

(補助金の交付申請)

第4条 規則第3条第1項及び第2項に規定する補助金等交付申請書及び関係書類の様式は、別記第1号様式によるものとし、知事に提出しなければならない。

(補助金の交付の決定)

第5条 知事は、前条の規定による申請が適当であると認めたときは、補助金の交付を決定し、当該補助事業者に通知するものとする。ただし、当該申請をしたものが次の各号のいずれかに該当すると認めるときを除く。

- (1) 暴力団（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号。以下この条において「暴排条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。）又は暴力団員等（暴排条例第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下この条において同じ。）であるとき。
- (2) 暴排条例第18条又は第19条の規定に違反した事実があるとき。
- (3) その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあつては、代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。以下この条において同じ。）が暴力団員等であるとき。
- (4) 暴力団員等がその事業活動を支配しているとき。
- (5) 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用していると

き。

- (6) 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。
- (7) いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。
- (8) 業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したとき。
- (9) その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。
- (10) その役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

(補助金の交付の決定の取消し)

第6条 知事は、補助事業者が前条各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(補助の条件)

第7条 補助金の交付の目的を達成するため、補助事業者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 補助事業の実施に当たっては、第5条各号に掲げるいずれかに該当すると認められるものを契約の相手方としないこと等暴力団等の排除に係る県の取扱いに準じて行わなければならないこと。
- (2) 補助事業の執行に際しては、県が行う契約手続の取扱いに準じて行わなければならないこと。
- (3) 補助事業についてその収入及び支出の状況を明らかにした帳簿書類を作成し、関係証拠書類とともに、補助事業を廃止した日又は完了した日の属する年度の翌年度から5年間保管しなければならない。
- (4) 補助金の交付を申請するに当たって、当該補助金に関する消費税仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除することができる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して申請しなければならないこと。ただし、申請時において当該消費税仕入控除税額等が明らかでないものについては、この限りでない。
- (5) 県税の滞納がないこと。

(補助金の交付申請の取下げ)

第8条 補助事業者は、補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件について不服があることにより、補助金の交付申請を取り下げようとするときは、交付決定の通知を受けた

日から15日以内にその旨を記載した書類を知事に提出しなければならない。

(補助事業の遂行)

第9条 補助金の交付の決定を受けた補助事業者は、補助事業を遂行するため契約を締結し、又は支払を行う場合は、法令の定めに従い、公正かつ最少の費用で最大の効果をあげ得るように経費の効率的な使用に努めなければならない。

(計画変更の承認)

第10条 補助事業者は、補助対象経費の配分又は補助事業の内容を変更する場合は、あらかじめ別記第2号様式による変更承認申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、補助事業の内容の変更が軽微であって、補助対象経費の区分ごとに配分された補助対象経費の20パーセントの範囲内での変更の場合は、この限りでない。

2 知事は、前項の承認をする場合においては、必要に応じて交付の決定内容を変更し、又は条件を付することができる。

(補助事業の中止又は廃止)

第11条 補助事業者は、補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、別記第3号様式による承認申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

(事業遅延の報告)

第12条 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかにその旨を記載した遅延報告書を知事に提出し、その指示を受けなければならない。

(状況報告)

第13条 補助事業者は、知事から要求があったときは、補助金の交付を受けた年度の補助事業の状況を別記第4号様式による報告書により速やかに報告しなければならない。

(補助金の交付)

第14条 補助金は、補助事業が終了した後に交付するものとする。

(実績報告)

第15条 規則第11条第1項の補助事業等実績報告書の様式は、別記第5号様式によるものとし、補助事業者は、補助事業を完了したとき（中止又は廃止の承認を受けたときを含む。）は、補助事業の完了の日から起算して30日以内又は補助事業の完了の日が属する年度の3月22日のいずれか早い期日までに知事に提出しなければならない。

2 補助事業者は、第7条第4号ただし書の規定により補助金の交付を申請した場合は、第1項の報告書の提出に当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかになった場合は、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

- 3 補助事業者は、第7条第4号ただし書の規定により補助金の交付を申請した場合は、第1項の報告書を提出した後に、消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が確定した場合には、その金額を速やかに別記第6号様式により知事に報告するとともに、当該金額を知事に返還しなければならない。

(グリーン購入)

第16条 設置者は、補助事業の実施において物品等を調達する場合は、県が定める高知県グリーン購入基本方針（平成13年3月26日作成）に基づき環境物品等の調達に努めるものとする。

(情報の開示)

第17条 補助事業又は補助事業者に関して、高知県情報公開条例（平成2年高知県条例第1号）に基づく開示請求があった場合は、同条例第6条第1項の規定による非開示項目以外の項目は、原則として開示するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、令和2年10月30日から施行し、令和2年4月1日から適用する。
- 2 この要綱は、令和3年5月31日限りその効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第6条、第7条第3項、第15条第3項及び第17条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。

別表（第3条関係）

補助事業の内容	補助対象経費	補助額
<p>補助事業者が、令和2年度に予定していた修学旅行を、中止又は延期することにより発生した取消料等について、本来保護者が負担することとなる経費を負担した場合、その経費を補助する。</p>	<p>修学旅行を中止したことに伴う取消料、延期したことに伴う手数料等、本来保護者が負担することとなる経費を補助事業者が負担した場合の追加的費用を対象とする。</p> <p>ただし、対象となる修学旅行は、学習指導要領の特別活動に位置づけられており、宿泊を伴うものに限ることとし、任意参加の研修旅行などの教育課程外の活動は対象外とする。</p>	<p>定額（児童生徒一人当たり12,060円を上限とする。）</p>